

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に当り、
その日は
休息日)

目 次

◇条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条の二関係）

第一種県営住宅

名 称	位 置
川下町団地	鳥取市相生町二丁目
葉師町第二団地	鳥取市相生町二丁目
湯所町第一団地	鳥取市材木町
東浜第一団地	鳥取市浜坂
東浜第二団地	
東浜第三団地	
東浜第四団地	
東浜第七団地	
東浜第八団地	
東浜第九団地	
浜坂第一団地	
浜坂第二団地	
浜坂第四団地	
浜坂第七団地	
浜坂第九団地	

網代港第二団地	面影第六団地	面影第五団地	面影第四団地	面影第三団地	面影第二団地	面影第一団地	末恒第十二団地	末恒第十一団地	末恒第十団地	末恒第九団地	末恒第八団地	末恒第七団地	末恒第六団地	末恒第五団地	末恒第四団地	末恒第三団地	末恒第二団地	末恒第一団地	湖山町第四団地	湖山町第三団地	湖山町第一団地	徳尾第一団地	浜坂第十一団地
岩美郡岩美町大字網代	鳥取市大杓					鳥取市美萩野二丁目	鳥取市美萩野一丁目					鳥取市湖山町北三丁目					鳥取市徳尾						
和田第三団地	和田第二団地	和田第一団地	上井第七団地	上井第五団地	上井第三団地	上井第一団地	河北第二団地	河北第一団地	福守第六団地	福守第五団地	福守第三団地	福守第一団地	米田第二団地	米田第一団地	越殿団地	福吉町団地	明治町第二団地	明治町第一団地	緑が丘第五団地	緑が丘第四団地	緑が丘第三団地	緑が丘第一団地	
倉吉市馬場町		倉吉市小田				倉吉市福庭	倉吉市西福守町				倉吉市米田町	倉吉市広瀬町	倉吉市福吉町	倉吉市明治町		八頭郡智頭町大字智頭							

青木第八団地	青木第七団地	青木第六団地	青木第五団地	青木第四団地	青木第三団地	青木第二団地	青木第一団地	福原第三団地	皆生第四団地	皆生第三団地	皆生第二団地	皆生第一団地	河崎団地	三柳第十四団地	三柳第十一団地	三柳第六団地	三柳第一団地	住吉第一団地	日ノ出町団地	富士見町団地	赤碕港第二団地	東伯第一団地
米子市永江								米子市西福原	米子市皆生				米子市河崎	米子市両三柳			米子市旗ヶ崎	米子市日ノ出町	米子市富士見町	東伯郡赤碕町大字赤碕	東伯郡東伯町大字逢東	
誠道第五団地	誠道第三団地	誠道第二団地	誠道第一団地	高松第三団地	境港第二団地	境港第一団地	外江第一団地	渡団地	花町団地	富益第二団地	富益第一団地	上粟島第七団地	上粟島第六団地	上粟島第五団地	上粟島第四団地	上粟島第二団地	上粟島第一団地	青木第十三団地	青木第十二団地	青木第十一団地	青木第十団地	青木第九団地
				境港市竹内町	境港市上道町	境港市外江町	境港市渡町	境港市花町	米子市大崎	米子市彦名町												

第二種県営住宅

名 称	位 置
誠道第七団地	境港市誠道町
余子第一団地	
余子第二団地	
余子第三団地	
余子第四団地	
余子第五団地	
薬師町第一団地	鳥取市相生町二丁目
賀露港団地	鳥取市賀露町
湯所町第二団地	鳥取市東町三丁目
湯所町第三団地	鳥取市材木町
湯所町第四団地	鳥取市湯所町一丁目
倉田団地	鳥取市数津
緑町第三団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第四団地	
緑町第五団地	
緑町第六団地	
緑町第七団地	
緑町第八団地	鳥取市西品治
寿団地	
馬場町団地	鳥取市馬場町

東浜第五団地	鳥取市浜坂
東浜第六団地	
浜坂第三団地	
浜坂第五団地	
浜坂第六団地	
浜坂第八団地	
浜坂第十団地	
浜坂第十二団地	
ひばりが丘第四団地	
ひばりが丘第五団地	
ひばりが丘第六団地	鳥取市丸山町
ひばりが丘第七団地	
丸山町団地	鳥取市湯所町一丁目
東町団地	
徳尾第一団地	鳥取市徳尾
高草第一団地	
高草第二団地	鳥取市古海
高草第三団地	
高草第四団地	
西品治第一団地	
西品治第二団地	鳥取市安長
湖南第一団地	
湖南第二団地	鳥取市吉岡温泉町

湖山町第二团地	鳥取市湖山町北三丁目
湖山町第五团地	鳥取市湖山町西三丁目
白浜团地	鳥取市源太
美穗第一团地	鳥取市下味野
美穗第二团地	鳥取市源太
美穗第三团地	鳥取市美萩野一丁目
末恒第九团地	鳥取市美萩野一丁目
円通寺团地	鳥取市円通寺
国安南团地	鳥取市国安
字倍野第一团地	岩美郡国府町大字町屋
字倍野第二团地	岩美郡国府町大字町屋
田後港团地	岩美郡岩美町大字田後
網代港第一团地	岩美郡岩美町大字網代
高山第一团地	岩美郡岩美町大字高山
高山第二团地	岩美郡岩美町大字高山
土師百井团地	八頭郡郡家町大字土師百井
国中团地	八頭郡郡家町大字米岡
宮岡团地	八頭郡郡家町大字米岡
船岡团地	八頭郡船岡町大字船岡
丸山团地	八頭郡船岡町大字船岡
隼第一团地	八頭郡船岡町大字見槻中
隼第二团地	八頭郡船岡町大字見槻中
西郷团地	八頭郡河原町大字中井

中南团地	八頭郡八東町大字南
八東第一团地	八頭郡八東町大字才代
八東第二团地	八頭郡八東町大字東
若葉团地	八頭郡若桜町大字浅井
五輪第一团地	八頭郡佐治村大字古市
五輪第二团地	八頭郡佐治村大字古市
智頭第一团地	八頭郡智頭町大字智頭
智頭第二团地	八頭郡智頭町大字山根
縁が丘第二团地	八頭郡智頭町大字智頭
宝木团地	八頭郡智頭町大字智頭
八幡第一团地	八頭郡智頭町大字智頭
八幡第二团地	八頭郡智頭町大字智頭
八幡第三团地	八頭郡智頭町大字智頭
八幡第四团地	八頭郡智頭町大字智頭
八幡第五团地	八頭郡智頭町大字智頭
三明寺团地	八頭郡智頭町大字智頭
北野团地	八頭郡智頭町大字智頭
小鴨团地	八頭郡智頭町大字智頭
福守第二团地	八頭郡智頭町大字智頭
福守第四团地	八頭郡智頭町大字智頭
上井第二团地	八頭郡智頭町大字智頭
上井第四团地	八頭郡智頭町大字智頭
上井第六团地	八頭郡智頭町大字智頭

上井第八団地	倉吉市和田東町
東和田団地	倉吉市上米積
高城第一団地	倉吉市下米積
高城第二団地	倉吉市上米積
高城第三団地	倉吉市上米積
浜第一団地	東伯郡羽合町大字長瀬
浜第二団地	東伯郡泊村大字泊
泊港団地	東伯郡東郷町大字中興寺
東郷団地	東伯郡北条町大字安歩
鴨川団地	東伯郡大柴町大字龜谷
大野団地	東伯郡大柴町大字逢東
栄第一団地	東伯郡大柴町大字島
栄第二団地	東伯郡東伯町大字逢東
浦安第一団地	東伯郡東伯町大字下伊勢
浦安第二団地	
浦安第三団地	
浦安第四団地	
赤碕港第一団地	東伯郡赤碕町大字赤碕
成美第一団地	東伯郡赤碕町大字出上
成美第二団地	
成美第三団地	
みどり第一団地	東伯郡赤碕町大字光

みどり第二団地	米子市陰田町
陰田第一団地	米子市旗ヶ崎
陰田第二団地	
住吉第二団地	
住吉第三団地	
三柳第二団地	
三柳第三団地	
三柳第四団地	
三柳第五団地	
三柳第七団地	
三柳第八団地	
三柳第九団地	
三柳第十団地	
三柳第十二団地	
三柳第十三団地	
三柳第十五団地	
福原第一団地	
福原第二団地	
上粟島第三団地	
清水団地	
外江第二団地	
高松第一団地	
高松第二団地	
境港市竹内町	
境港市外江町	
米子市彦名町	
米子市西福原	
米子市西三柳	

高松第四団地	境港市誠道町
高松第五団地	
誠道第四団地	西伯郡西伯町大字法勝寺
誠道第六団地	
法勝寺第一団地	西伯郡会見町天万
法勝寺第二団地	
手間団地	西伯郡名和町大字高田
庄内団地	
浜の上第一団地	西伯郡中山町御崎
浜の上第二団地	
浜の上第三団地	日野郡日南町三栄
伯南団地	
小江尾第一団地	日野郡江府町大字江尾
小江尾第二団地	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県条例第四十号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥
取県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第三条、第六条関係）

名 称	位 置	戸 数	一月の家賃額
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	三三	二一、七〇〇円
寿特別団地	鳥取市西品治	四八	二三、四〇〇円
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	一六	二五、三〇〇円
上福原第一特別団地	米子市上福原	三三	二二、二〇〇円
上福原第二特別団地	米子市上福原	一九	二三、七〇〇円

附 則

1 この条例は、昭和五十九年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる特別県
営住宅に入居している者で引き続き同表の中欄に掲げる特別県営住宅に
居住するものに係る一月の家賃額については、昭和五十九年一月一日か
ら同年十二月三十一日までの期間は、改正後の鳥取県特別県営住宅の設
置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下

欄に定める額とする。

城南特別県営住宅	城南特別団地	一九、八〇〇円
寿特別県営住宅	寿特別団地	二一、二〇〇円
越殿特別県営住宅	越殿特別団地	二四、〇〇〇円
上福原第一特別県営住宅	上福原第一特別団地	二〇、五〇〇円
上福原第二特別県営住宅	上福原第二特別団地	二一、六〇〇円

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 逞 次

鳥取県規則第八十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第六条の二関係)

第一種県営住宅

名	称	戸数	一月の家賃額
川下町団地		五	七、五〇〇円
薬師町第二団地		六	七、五〇〇円
湯所町第一団地		二〇	八、二〇〇円
東浜第一団地		四	一四、九〇〇円
東浜第二団地		八	一三、〇〇〇円
東浜第三団地		二	一四、九〇〇円
東浜第四団地		六	一三、〇〇〇円
東浜第七団地		二四	三三、八〇〇円
東浜第八団地		二四	三三、八〇〇円
東浜第九団地		八	三三、八〇〇円
	一階に所在する住宅	八	二八、四〇〇円
	二階に所在する住宅	八	三三、八〇〇円
浜坂第一団地		二四	八、四〇〇円
浜坂第二団地		五	七、九〇〇円
浜坂第四団地		二二	八、五〇〇円
浜坂第七団地		三〇	七、九〇〇円
浜坂第九団地		三四	七、三〇〇円
浜坂第十一団地		四一	七、三〇〇円
徳尾第一団地	一階に所在する住宅	六	三九、〇〇〇円

			二階に所在する住宅	
湖山町第一団地	一八	一三、二〇〇円	六	三一、七〇〇円
湖山町第三団地	二	一四、六〇〇円		
湖山町第四団地	四	一三、二〇〇円		
末恒第一団地	三二	一四、三〇〇円		
末恒第二団地	五六	一六、四八〇円		
末恒第三団地	一六	一七、一八〇円		
末恒第四団地	二四	二〇、八〇〇円		
末恒第五団地	二四	二三、三〇〇円		
末恒第六団地	五六	二三、三〇〇円		
末恒第七団地	二四	二五、六〇〇円		
末恒第八団地	二四	二六、七〇〇円		
末恒第十団地	二四	二七、六〇〇円		
末恒第十一団地	四八	三九、六〇〇円		
末恒第十二団地	三六	四一、六〇〇円		
面影第一団地	八	八、〇〇〇円		
面影第二団地	五六	九、六〇〇円		
面影第三団地	一〇	九、三〇〇円		
面影第四団地	四八	一〇、一〇〇円		
面影第五団地	一〇	九、三〇〇円		
面影第六団地	三二	一〇、四〇〇円		
網代港第二団地	二四	一〇、七〇〇円		
緑が丘第一団地	一〇	一一、三〇〇円		

緑が丘第三団地	一六	一三、八一〇円
緑が丘第四団地	一五	一八、七〇〇円
緑が丘第五団地	七	一九、六〇〇円
明治町第一団地	二〇	六、九〇〇円
明治町第二団地	一四	六、九〇〇円
福吉町団地	二二	六、九〇〇円
越殿団地	一六	二九、〇〇〇円
米田第一団地	三三	一五、三八〇円
米田第二団地	二四	一八、七〇〇円
福守第一団地	三二	七、三〇〇円
福守第二団地	三二	七、七〇〇円
福守第三団地	二六	九、一〇〇円
福守第五団地	二四	一一、九〇〇円
福守第六団地	二四	三二、九〇〇円
河北第一団地	三三	三三、九〇〇円
河北第二団地	二	七、八〇〇円
上井第一団地	一一	七、九〇〇円
上井第三団地	一一	七、三〇〇円
上井第五団地	一一	七、三〇〇円
上井第七団地	一一	七、三〇〇円
和田第一団地	二四	二三、七〇〇円
和田第二団地	二四	二五、四〇〇円
和田第三団地	二四	二六、三〇〇円
東伯第一団地	八	七、七〇〇円

赤碓港第二団地	一六	一一、三〇〇円
富士見町団地	一八	七、三〇〇円
日ノ出町団地	二〇	八、二〇〇円
住吉第一団地	四	一三、八〇〇円
三柳第一団地	一六	八、四〇〇円
三柳第六団地	一六	八、五〇〇円
三柳第十一団地	一六	八、七〇〇円
三柳第十四団地	二〇	七、三〇〇円
河崎団地	六〇	九、〇〇〇円
皆生第一団地	一一	一五、三〇〇円
皆生第二団地	六	一五、三〇〇円
皆生第三団地	一一	一五、六〇〇円
皆生第四団地	六	一五、六〇〇円
福原第三団地	六	七、一〇〇円
青木第一団地	四八	一四、三〇〇円
青木第二団地	四八	一七、三四〇円
青木第三団地	一六	一七、四三〇円
青木第四団地	三三	一一、四〇〇円
青木第五団地	二四	一一、四〇〇円
青木第六団地	六四	一一、一〇〇円
青木第七団地	四八	二四、九〇〇円
青木第八団地	一六	二四、九〇〇円
青木第九団地	二四	二四、九〇〇円

青木第十団地	一六	二六、四〇〇円
青木第十一団地	五六	三〇、四〇〇円
青木第十二団地	二四	三一、〇〇〇円
青木第十三団地	四〇	三二、三〇〇円
上粟島第一団地	二四	八、九〇〇円
上粟島第二団地	二九	七、四〇〇円
上粟島第四団地	二四	九、二〇〇円
上粟島第五団地	二三	七、八〇〇円
上粟島第六団地	一六	七、八〇〇円
上粟島第七団地	六	一三、三〇〇円
富益第一団地	四八	九、六〇〇円
富益第二団地	二四	三三、三〇〇円
花町団地	二四	二八、三〇〇円
渡団地	一一	三八、九〇〇円
外江第一団地	一一	三一、六〇〇円
境港第一団地	二四	九、九〇〇円

第二種県営住宅

名 称	戸 数	一月の家賃額
湯所町第二団地	一六	四、五〇〇円
賀露港団地	二四	六、八〇〇円
菜師町第一団地	二〇	四、五〇〇円
境港第二団地	二四	一〇、九〇〇円
高松第三団地	四	六、八〇〇円
誠道第一団地	一三	七、七〇〇円
誠道第二団地	九	一三、三〇〇円
誠道第三団地	二	一四、九〇〇円
誠道第五団地	二	一五、二〇〇円
誠道第七団地	二	一五、二〇〇円
余子第一団地	三〇	一、九〇〇円
余子第二団地	二四	一五、四九〇円
余子第三団地	一六	一九、二〇〇円
余子第四団地	一〇	一九、六〇〇円
余子第五団地	二四	二一、四〇〇円
誠道第五五号から第五十八号までの住宅	四	七、九〇〇円
誠道第五十九号及び第六十号の住宅	二	一五、二〇〇円
誠道第七十一号及び第七十二号の住宅	二	一五、二〇〇円
誠道第七十五号及び第七十六号の住宅	二	七、五〇〇円
第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号の住宅	四	七、八〇〇円
第二十五号及び第二十六号の住宅	二	一四、九〇〇円
第二十七号及び第二十八号の住宅	二	一五、二〇〇円

湯所町第三団地	三四	四、五〇〇円
湯所町第四団地	二二	四、九〇〇円
倉田団地	一〇	五、八〇〇円
緑町第三団地	二四	一五、二〇〇円
緑町第四団地	二四	一八、五〇〇円
緑町第五団地	二四	二一、八〇〇円
緑町第六団地	二四	二二、二〇〇円
緑町第七団地	二四	二二、七〇〇円
緑町第八団地	一六	二三、二〇〇円
寿団地	六	五、七〇〇円
馬場町団地	一四	四、五〇〇円
東浜第五団地	二四	一〇、七〇〇円
東浜第六団地	二四	七、一〇〇円
浜坂第三団地	二	八、六〇〇円
浜坂第五団地	五	一三、七〇〇円
浜坂第六団地	一	一三、一〇〇円
浜坂第七号から第五十四号の住宅	五	一三、一〇〇円
浜坂第十三号、第十四号及び第十六号から第一百八号までの住宅	一	八、二〇〇円
浜坂第十五号の住宅	四	六、三〇〇円
浜坂第七号から第一百十号までの住宅	二	一三、三〇〇円
浜坂第十一号及び第一百十二号の住宅	二	一三、三〇〇円
浜坂第八団地	一八	五、八〇〇円
浜坂第十団地	二二	五、八〇〇円
浜坂第十二団地	三二	五、九〇〇円

美穂第三団地	美穂第二団地	美穂第一団地	白浜団地	湖山町第五団地	湖山町第二団地	湖南第二団地	湖南第一団地	西品治第二団地	西品治第一団地	高草第四団地	高草第三団地	高草第二団地	高草第一団地	徳尾第二団地	東町団地	丸山町団地	ひばりが丘第七団地	ひばりが丘第六団地	ひばりが丘第五団地	ひばりが丘第四団地	
														第十号、第十二号、第十四号及び第十六号の住宅	第一号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十五号の住宅						
二二	四	一〇	一〇	四	一八	四	六	二八	二五	一四	二〇	一八	二四	四	二四	一八	四八	三二	四〇	二四	
五、九〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	一三、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	二二、七〇〇円	一九、七〇〇円	一七、七〇〇円	一三、五七〇円	一九、三〇〇円	八、九〇〇円	七、三〇〇円	六、二〇〇円	二一、三〇〇円	二七、〇〇〇円	四、五〇〇円	六、一〇〇円	二二、二〇〇円	二〇、八〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、七〇〇円

五輪第一団地	若葉団地	八東第二団地	八東第一団地	中南団地	西郷団地	隼第二団地	隼第一団地	丸山団地	船岡団地	宮岡団地	園中団地	土師百井団地	高山第二団地	高山第一団地	網代港第一団地	田後港団地	宇倍野第二団地	宇倍野第一団地	国安南団地	円通寺団地	末恒第九団地
			第一号から第三号まで及び第五号の住宅	第六号の住宅																	
五	六	六	一	四	一〇	六	六	六	一〇	六	八	八	五	五	二四	二〇	八	二二	二〇	一〇	六
一四、九〇〇円	二七、六〇〇円	一六、八〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、六〇〇円	二〇、五〇〇円	五、九〇〇円	一八、九〇〇円	二七、二〇〇円	一六、一〇〇円	二四、九〇〇円	五、八〇〇円	二二、六〇〇円	一四、二〇〇円	一三、八五〇円	五、五〇〇円	六、六〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	一六、一〇〇円	二五、九〇〇円	一七、五〇〇円

五輪第二団地	三	一六、五〇〇円
智頭第一団地	一〇	五、七〇〇円
智頭第二団地	九	五、七〇〇円
緑が丘第二団地	一〇	八、七〇〇円
宝木団地	一〇	五、九〇〇円
八幡第一団地	九	一三、六〇〇円
八幡第二団地	九	六、七〇〇円
八幡第三団地	六	五、五〇〇円
八幡第四団地	八	五、一〇〇円
八幡第五団地	六	五、六〇〇円
三明寺団地	一〇	五、六〇〇円
北野団地	一〇	一一、二九〇円
小鴨団地	九	八、二〇〇円
福守第二団地	四	一四、五〇〇円
福守第四団地	一〇	五、六〇〇円
上井第二団地	九	五、八〇〇円
上井第四団地	一〇	六、一〇〇円
上井第六団地	八	六、一〇〇円
上井第八団地	五	五、八〇〇円
東和田団地	六	五、九〇〇円
高城第一団地	一〇	二五、六〇〇円
高城第二団地	一〇	六、一〇〇円
高城第三団地	一〇	一六、八〇〇円
高城第三団地	一〇	一九、〇〇〇円
浜第一団地	六	二〇、六〇〇円
浜第二団地	五	二四、三〇〇円
泊港団地	一二	七、三〇〇円
東郷団地	一〇	六、九〇〇円
鴨川団地	六	二七、〇〇〇円
大野団地	六	二〇、九〇〇円
栄第一団地	八	五、九〇〇円
栄第二団地	八	一五、三〇〇円
東伯第二団地	四	五、三〇〇円
浦安第一団地	八	五、九〇〇円
浦安第二団地	五	六、九〇〇円
浦安第三団地	五	七、九〇〇円
浦安第四団地	五	一一、三八〇円
赤崎港第一団地	二四	六、八〇〇円
成美第一団地	一〇	五、九〇〇円
成美第二団地	一〇	六、六〇〇円
成美第三団地	一〇	七、六〇〇円
みどり第一団地	一〇	二二、八〇〇円
みどり第二団地	八	二四、二〇〇円
陰田第一団地	一〇	六、一〇〇円
陰田第二団地	八	五、八〇〇円
住吉第二団地	八	一〇、九〇〇円

高松第二団地	高松第一団地	外江第二団地	清水団地	上粟島第三団地	福原第二団地	福原第一団地	三柳第十五団地	三柳第十三団地	三柳第十二団地	三柳第十団地	三柳第九団地	三柳第八団地	三柳第七団地	三柳第五団地	三柳第四団地	三柳第三団地	三柳第二団地	住吉第三団地
																		第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅
四	一〇	八	一六	一六	一六	一八	一〇	二四	二二	二二	八	二二	一〇	一八	四	二	一八	四
五、〇〇〇円	四、五〇〇円	二六、八〇〇円	一〇、〇〇〇円	五、八〇〇円	一〇、四〇〇円	六、四〇〇円	五、九〇〇円	五、八〇〇円	五、七〇〇円	六、二〇〇円	六、三〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	一二、三〇〇円	六、一〇〇円	六、八〇〇円	六、〇〇〇円	一〇、三〇〇円

高松第四団地	高松第五団地	誠道第四団地	誠道第六団地	法勝寺第一団地	法勝寺第二団地	手間団地	庄内団地	浜の上第一団地	浜の上第二団地	浜の上第三団地	伯南団地	小江尾第一団地	小江尾第二団地	高松第四団地
														第二十一号及び第二十二号の住宅
二	一六	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	四	二	
一一、五〇〇円	五、四〇〇円	一一、七〇〇円	六、一〇〇円	一四、二〇〇円	二二、一〇〇円	五、九〇〇円	五、七〇〇円	一一、九〇〇円	一五、三〇〇円	二四、〇〇〇円	一一、六三〇円	二〇、八〇〇円	二四、〇〇〇円	五、四〇〇円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する

規則（昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表の富士見町の項から上井第一の項までの改正に関する部分、別表の第一種県営住宅の表の上井第三の項の改正に関する部分及び別表の第一種県営住宅の表の三柳第六の項から青木第九の項までの改正に関する部分を次のように改める。

別表の第一種県営住宅の表の川下町団地の項から東浜第四団地の項までを次のように改める。

川下町団地	五	一〇、〇〇〇円
薬師町第二団地	六	一〇、〇〇〇円
湯所町第一団地	二〇	一〇、九〇〇円
東浜第一団地	四	一八、九〇〇円
東浜第二団地	八	一七、一〇〇円
東浜第三団地	二	一八、九〇〇円
東浜第四団地	六	一七、一〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の浜坂第一団地の項を次のように改める。

浜坂第一団地	二四	一一、四〇〇円
--------	----	---------

別表の第一種県営住宅の表の浜坂第七団地の項から浜坂第十一団地の項までを次のように改める。

浜坂第七団地	第六十一号から第六十七号までの住宅	七	七、九〇〇円
	第七十一号から第七十八号まで、第八十六号から第九十三号まで及び第九十号から第九十六号までの住宅	二三	一〇、六〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の湖山町第一団地の項から末恒第七団地の項までを次のように改める。

浜坂第九団地	三四	九、六〇〇円
浜坂第十一団地	四一	九、六〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の面影第一団地の項から福吉町団地の項までを次のように改める。

湖山町第一団地	一八	一七、三〇〇円
湖山町第三団地	二	一八、六〇〇円
湖山町第四団地	四	一七、三〇〇円
末恒第一団地	三二	一七、三〇〇円
末恒第二団地	五六	一九、三〇〇円
末恒第三団地	一六	二〇、〇〇〇円
末恒第四団地	二四	二二、六〇〇円
末恒第五団地	二四	二四、三〇〇円
末恒第六団地	五六	二四、三〇〇円
末恒第七団地	二四	二六、一〇〇円

面影第一団地	八	一〇、七〇〇円
面影第二団地	五六	一一、八〇〇円
面影第三団地	一〇	一一、一〇〇円
面影第四団地	四八	一一、三〇〇円
面影第五団地	一〇	一一、一〇〇円
面影第六団地	三二	一一、六〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の米田第一団地の項から福守第六団地の項までを次のように改める。

網代港第二団地	二四	一三、九〇〇円
緑が丘第一団地	一〇	一四、一〇〇円
緑が丘第三団地	一六	一六、三〇〇円
緑が丘第四団地	一五	二一、五〇〇円
緑が丘第五団地	七	二二、四〇〇円
明治町第一団地	二〇	九、二〇〇円
明治町第二団地	一四	九、二〇〇円
福吉町団地	一二	九、二〇〇円
米田第一団地	三三	一八、一〇〇円
米田第二団地	二四	二一、一〇〇円
福守第一団地	三三	九、六〇〇円
福守第三団地	三三	一〇、三〇〇円
福守第五団地	二六	一一、八〇〇円
福守第六団地	二四	一五、一〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の上井第一団地の項から和田第二団地の項までを次のように改める。

上井第一団地	二	一〇、六〇〇円
上井第三団地	一二	一〇、六〇〇円
上井第五団地	一二	九、六〇〇円
上井第七団地	一二	九、六〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の東伯第一団地の項から青木第九団地の項までを次のように改める。

和田第一団地	二四	二四、六〇〇円
和田第二団地	二四	二五、九〇〇円
東伯第一団地	八	一〇、四〇〇円
赤碕港第二団地	一六	一五、五〇〇円
富士見町団地	一八	一〇、三〇〇円
日ノ出町団地	二〇	一〇、九〇〇円
住吉第一団地	四	一七、八〇〇円
三柳第一団地	一六	一一、四〇〇円
三柳第六団地	一六	一一、五〇〇円
三柳第十一団地	一六	一一、七〇〇円
三柳第十四団地	二〇	九、七〇〇円
河崎団地	十三	九、〇〇〇円
皆生第一団地	四七	一一、七〇〇円
皆生第二団地	一二	一九、四〇〇円
皆生第三団地	六	一九、四〇〇円
皆生第四団地	一二	一九、六〇〇円
皆生第五団地	六	一九、六〇〇円
福原第三団地	六	九、五〇〇円
青木第一団地	四八	一七、三〇〇円
青木第二団地	四八	二〇、一〇〇円

第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅
第七号から第五十三号までの住宅

別表の第一種県営住宅の表の上粟島第一団地の項から上粟島第七団地の項までを次のように改める。

青木第三団地	一六	二〇、二〇〇円
青木第四団地	三二	二三、〇〇〇円
青木第五団地	二四	二三、〇〇〇円
青木第六団地	六四	二三、五〇〇円
青木第七団地	四八	二五、四〇〇円
青木第八団地	一六	二五、四〇〇円
青木第九団地	二四	二五、四〇〇円

上粟島第一団地	二四	一一、九〇〇円
上粟島第二団地	二九	九、八〇〇円
上粟島第四団地	一三	一六、九〇〇円
上粟島第五団地	二四	一一、三〇〇円
上粟島第六団地	二四	一〇、四〇〇円
上粟島第七団地	一六	一〇、四〇〇円
上粟島第七団地	六	一七、四〇〇円
上粟島第七団地	四八	二二、八〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の花町団地の項を次のように改める。

花町団地	一〇	九、四〇〇円
------	----	--------

別表の第一種県営住宅の表の境港第一団地の項から余子第五団地の

項までを次のように改める。

境港第一団地	二四	一三、一〇〇円
境港第二団地	二四	一四、一〇〇円
高松第三団地	四	九、二〇〇円
誠道第一団地	一三	一〇、四〇〇円
誠道第二団地	九	一七、四〇〇円
誠道第三団地	二	一八、九〇〇円
誠道第三団地	二	一九、三〇〇円
誠道第三団地	二	七、八〇〇円
誠道第三団地	二	一〇、六〇〇円
誠道第五団地	四	一〇、七〇〇円
誠道第五団地	二	一九、三〇〇円
誠道第七団地	二	一九、三〇〇円
誠道第七団地	二	七、五〇〇円
余子第一団地	三〇	一四、七〇〇円
余子第二団地	二四	一八、二〇〇円
余子第三団地	一六	二一、四〇〇円
余子第四団地	一〇	二二、四〇〇円
余子第五団地	二四	二三、〇〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の湯所町第二の項から丸山の項までの改正に関する部分、別表の第二種県営住宅の表の八幡第三の項から浜の上第二の項までの改正に関する部分、別表の第二種県営住宅の表の緑町第四の項から船岡の項までの改正に関する部分及び別表の第二種県営住宅の

表の栄第二の項の改正に関する部分を次のように改める。
別表の第二種県営住宅の表の薬師町第一団地の項から緑町第四団地の項までを次のように改める。

薬師町第一団地	二〇	六、五〇〇円
賀露港団地	二四	八、九〇〇円
湯所町第二団地	一六	六、五〇〇円
湯所町第三団地	三四	六、五〇〇円
湯所町第四団地	一二	六、九〇〇円
倉田団地	一〇	八、二〇〇円
緑町第三団地	二四	一七、〇〇〇円
緑町第四団地	二四	一九、七〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の寿団地の項からひばりが丘第四団地の項までを次のように改める。

寿団地	六	八、〇〇〇円
馬場町団地	一四	六、五〇〇円
東浜第五団地	二四	一四、〇〇〇円
東浜第六団地	二四	九、四〇〇円
浜坂第三団地	二	一一、〇〇〇円
	五	一六、九〇〇円
	五	一六、三〇〇円
浜坂第五団地	一	一〇、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の丸山町団地の項及び東町団地の項を次のように改める。

浜坂第六団地	四	八、六〇〇円
浜坂第八団地	二	一六、五〇〇円
浜坂第十団地	一八	八、一〇〇円
浜坂第十二団地	二二	八、二〇〇円
ひばりが丘第四団地	二四	一六、五〇〇円
丸山町団地	一八	八、四〇〇円
東町団地	二四	六、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の高草第一団地の項から西品治第二団地の項までを次のように改める。

高草第一団地	二四	八、五〇〇円
高草第二団地	一八	一〇、〇〇〇円
高草第三団地	二〇	一一、六〇〇円
高草第四団地	一四	二〇、三〇〇円
西品治第一団地	二五	一五、一〇〇円
西品治第二団地	二八	一八、七〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の湖山町第二団地の項から美穂第三団地の項までを次のように改める。

湖山町第二団地	一八	一三、一〇〇円
---------	----	---------

別表の第二種県営住宅の表の国安南団地の項から高山第二団地の項までを次のように改める。

湖山町第五団地	四	一五、二〇〇円
白浜団地	一〇	一五、〇〇〇円
美穂第一団地	一〇	八、〇〇〇円
美穂第二団地	四	八、〇〇〇円
美穂第三団地	第一号から第五号までの住宅	五、九〇〇円
	第八号から第十四号までの住宅	八、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の国中団地の項を次のように改める。

国安南団地	二〇	一七、三〇〇円
宇倍野第一団地	一二	八、三〇〇円
宇倍野第二団地	八	八、三〇〇円
田後港団地	二〇	八、四〇〇円
網代港第一団地	二四	八、〇〇〇円
高山第一団地	五	一五、〇〇〇円
高山第二団地	五	一五、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の船岡団地の項を次のように改める。

国中団地	八	八、二〇〇円
船岡団地	一〇	一六、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の隼第一団地の項を次のように改める。

隼第一団地	八	九、一〇〇円
-------	---	--------

別表の第二種県営住宅の表の西郷団地の項を次のように改める。

西郷団地	第一号及び第二号の住宅	二	五、九〇〇円
	第六号から第九号までの住宅	四	八、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の八東第一団地の項を次のように改める。

八東第一団地	第一号から第三号まで及び第五号の住宅	四	一三、九〇〇円
	第六号の住宅	一	一七、二〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の五輪第一団地の項から八幡第一団地の項までを次のように改める。

五輪第一団地	五	一六、〇〇〇円
五輪第二団地	三	一六、八〇〇円
智頭第一団地	一〇	八、一〇〇円
智頭第二団地	九	八、一〇〇円
緑が丘第二団地	一〇	一一、四〇〇円
宝木団地	一〇	八、三〇〇円
八幡第一団地	九	一六、八〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の八幡第三団地の項から上井第八団地の項までを次のように改める。

八幡第三団地	六	七、六〇〇円
八幡第四団地	八	七、四〇〇円
八幡第五団地	六	七、八〇〇円
三明寺団地	一〇	八、〇〇〇円

北野団地	一〇	一三、五〇〇円
小鴨団地	九	一〇、七〇〇円
福守第二団地	四	一七、七〇〇円
福守第四団地	一〇	七、八〇〇円
上井第二団地	九	八、一〇〇円
上井第四団地	一〇	八、五〇〇円
上井第六団地	八	八、五〇〇円
上井第八団地	五	八、二〇〇円
	六	八、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の高城第一団地の項を次のように改める。

高城第一団地	一〇	八、五〇〇円
--------	----	--------

別表の第二種県営住宅の表の泊港団地の項及び東郷団地の項を次のように改める。

泊港団地	一二	九、七〇〇円
東郷団地	一〇	九、一〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の栄第一団地の項から成美第三団地の項までを次のように改める。

栄第一団地	八	八、三〇〇円
栄第二団地	八	一六、五〇〇円
東伯第二団地	四	七、七〇〇円
浦安第一団地	八	八、三〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の陰田第一団地の項から清水第一団地の項までを次のように改める。

浦安第二団地	五	九、一〇〇円
浦安第三団地	五	一〇、四〇〇円
浦安第四団地	五	一三、六〇〇円
赤碓港第一団地	二四	八、九〇〇円
成美第一団地	一〇	八、三〇〇円
成美第二団地	一〇	八、八〇〇円
成美第三団地	一〇	一〇、〇〇〇円

陰田第一団地	一〇	八、五〇〇円
陰田第二団地	八	八、二〇〇円
住吉第二団地	八	一四、二〇〇円
住吉第三団地	四	一三、三〇〇円
三柳第二団地	二	九、二〇〇円
三柳第三団地	一八	八、四〇〇円
三柳第四団地	一二	一四、五〇〇円
三柳第五団地	四	八、五〇〇円
三柳第六団地	一八	一五、五〇〇円
三柳第七団地	一〇	八、五〇〇円
三柳第八団地	一二	八、四〇〇円
三柳第九団地	八	八、六〇〇円
三柳第十団地	一二	八、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の高松第一団地の項から法勝寺第一団地の項までを次のように改める。

三柳第十二団地	第四百四十三号から第四百六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	八	八、一〇〇円
	第百四十七号、第百四十八号、第百五十一号及び第百五十二号の住宅	四	五、七〇〇円
三柳第十三団地		二四	八、一〇〇円
三柳第十五団地		一〇	八、三〇〇円
福原第一団地	第十九号から第二十四号までの住宅	一八	八、二〇〇円
	第二十五号から第三十六号までの住宅	六	七、六〇〇円
福原第二団地	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	五、八〇〇円
清水団地		一六	一三、〇〇〇円
高松第一団地	第二十一号及び第二十二号の住宅	一〇	五、九〇〇円
	第二十三号から第二十六号までの住宅	四	七、四〇〇円
高松第四団地	第二十七号から第三十号までの住宅	四	七、四〇〇円
	第三十一号から第四十二号までの住宅	二	一四、七〇〇円
高松第五団地	第三十七号から第四十二号までの住宅	四	七、四〇〇円
	第四十三号から第四十五号までの住宅	六	五、四〇〇円
誠道第四団地	第四十九号から第五十四号までの住宅	三	八、四〇〇円
	第五十五号から第六十号までの住宅	六	一五、九〇〇円
		六	一四、一〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の手間団地の項から浜の上第二団地の項までを次のように改める。

誠道第六団地	八	八、六〇〇円
法勝寺第一団地	一一	一五、三〇〇円
手間団地	一〇	八、三〇〇円
庄内団地	一〇	八、一〇〇円
浜の上第一団地	一一	一四、〇〇〇円
浜の上第二団地	五	一六、二〇〇円
伯南団地	一〇	一三、〇〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の伯南団地の項を次のように改める。

附則第二項の表を次のように改める。

種類及び名称	一月の家賃額
川下町団地	九、三〇〇円
薬師町第二団地	九、三〇〇円
湯所町第一団地	一〇、二〇〇円
東浜第一団地	一八、六〇〇円
東浜第二団地	一六、二〇〇円
東浜第三団地	一八、六〇〇円
東浜第四団地	一六、二〇〇円
浜坂第一団地	一〇、五〇〇円
浜坂第七団地	九、八〇〇円

第一種県営住宅

上井第七団地	九、一〇〇円	上栗島第六団地	第百八十一号から第百九十六号までの住宅	九、七〇〇円
上井第五団地	九、一〇〇円	上栗島第五団地		九、七〇〇円
上井第三団地	九、八〇〇円	上栗島第四団地		一、五〇〇円
上井第一団地	九、七〇〇円	上栗島第二団地	第五十五号から第六十号まで及び第六十八号から第七十四号までの住宅	一六、〇〇〇円
福守第六団地	一四、八〇〇円	福原第三団地		一、一〇〇円
福守第五団地	一一、三〇〇円	皆生第四団地		八、八〇〇円
福守第三団地	九、六〇〇円	皆生第三団地		一九、五〇〇円
福守第一団地	九、一〇〇円	皆生第二団地		一九、一〇〇円
福吉町団地	八、六〇〇円	皆生第一団地		一九、一〇〇円
明治町第二団地	八、六〇〇円	河崎団地	第七号から第五十三号までの住宅	一一、二〇〇円
明治町第一団地	八、六〇〇円	三柳第十四団地		九、一〇〇円
網代港第二団地	一三、三〇〇円	三柳第十一団地		一〇、八〇〇円
面影第六団地	一三、〇〇〇円	三柳第六団地		一〇、六〇〇円
面影第五団地	一一、六〇〇円	三柳第一団地		一〇、五〇〇円
面影第四団地	一一、六〇〇円	住吉第一団地		一七、二〇〇円
面影第三団地	一一、六〇〇円	日ノ出町団地		一〇、二〇〇円
面影第二団地	一一、〇〇〇円	富士見町団地		九、一〇〇円
面影第一団地	一〇、〇〇〇円	赤碓港第二団地		一五、三〇〇円
湖山町第四団地	一六、五〇〇円	東伯第一団地		九、六〇〇円
湖山町第三団地	一八、二〇〇円			
湖山町第一団地	一六、五〇〇円			
浜坂第十一団地	九、一〇〇円			
浜坂第九団地	九、一〇〇円			

第 二 種 農 業 住 宅

東浜第五団地	馬場町団地	寿団地	倉田団地	湯所町第四団地	湯所町第三団地	湯所町第二団地	賀露港団地	菜師町第一団地	誠道第七団地	誠道第五団地	誠道第三団地	誠道第二団地	誠道第一団地	高松第三団地	境港第二団地	境港第一団地	花町団地	上粟島第七団地	第百九十七号から第二百一号までの住宅		
									第七十一号及び第七十二号の住宅	第五十九号及び第六十号の住宅	第三十五号及び第三十六号の住宅	第二十五号及び第二十六号の住宅	第二十七号及び第二十八号の住宅								
一三、三〇〇円	五、六〇〇円	七、一〇〇円	七、二〇〇円	六、一〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	八、五〇〇円	五、六〇〇円	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	九、七〇〇円	九、八〇〇円	一八、六〇〇円	一六、六〇〇円	九、六〇〇円	八、五〇〇円	一三、六〇〇円	二二、三〇〇円	八、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、六〇〇円

東浜第六団地	浜坂第三団地	浜坂第五団地	浜坂第六団地	浜坂第八団地	浜坂第十団地	浜坂第十二団地	丸山町団地	東町団地	高草第一団地	高草第二団地	高草第三団地	湖山町第二団地	湖山町第五団地	美穂第一団地	美穂第二団地	美穂第三団地	宇倍野第一団地	宇倍野第二団地	田後港団地	網代港第一団地	国中団地	隼第一団地
	第四十九号及び第五十四号の住宅	第百十五号の住宅	第百七号から第百十号までの住宅													第八号から第十四号までの住宅						
八、八〇〇円	一〇、七〇〇円	一〇、二〇〇円	七、八〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	七、三〇〇円	七、六〇〇円	五、六〇〇円	七、七〇〇円	九、一〇〇円	一一、一〇〇円	一二、六〇〇円	一五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、三〇〇円	七、三〇〇円	七、三〇〇円	八、二〇〇円	六、八〇〇円	七、二〇〇円	八、六〇〇円

西郷団地	第六号から第九号までの住宅	七、三〇〇円
八東第一団地	第一号から第三号まで及び第五号の住宅	一三、二〇〇円
智頭第一団地		七、一〇〇円
智頭第二団地		七、一〇〇円
緑が丘第二団地		一〇、八〇〇円
宝木団地		七、三〇〇円
八幡第三団地		六、八〇〇円
八幡第四団地		六、三〇〇円
八幡第五団地		七、〇〇〇円
三明寺団地		七、〇〇〇円
小鴨団地	第一号から第九号までの住宅	一〇、二〇〇円
福守第二団地		七、〇〇〇円
福守第四団地		七、二〇〇円
上井第二団地		七、六〇〇円
上井第四団地		七、六〇〇円
上井第六団地		七、二〇〇円
上井第八団地		七、三〇〇円
高城第一団地		七、六〇〇円
泊港団地		九、一〇〇円
東郷団地		八、六〇〇円
栄第一団地		七、三〇〇円
東伯第二団地		六、六〇〇円
浦安第一団地		七、三〇〇円

浦安第二団地		八、六〇〇円
浦安第三団地		九、八〇〇円
赤碓港第一団地		八、五〇〇円
成美第一団地		七、三〇〇円
成美第二団地		八、二〇〇円
成美第三団地		九、五〇〇円
陰田第一団地		七、六〇〇円
陰田第二団地		七、二〇〇円
住吉第二団地		一三、六〇〇円
住吉第三団地	第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅	一二、八〇〇円
	第三号及び第六号の住宅	八、五〇〇円
三柳第二団地		七、五〇〇円
三柳第三団地		一四、一〇〇円
三柳第四団地		七、六〇〇円
三柳第五団地		一五、三〇〇円
三柳第七団地		七、六〇〇円
三柳第八団地		七、六〇〇円
三柳第九団地		七、八〇〇円
三柳第十団地		七、七〇〇円
三柳第十二団地	第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	七、一〇〇円
三柳第十三団地		七、二〇〇円
三柳第十五団地		七、三〇〇円

庄内団地	手間団地	誠道第六団地	誠道第四団地		高松第五団地	高松第四団地		高松第二団地	高松第一団地	清水団地	上粟島第三団地	福原第二団地	福原第一団地		
			の住宅 第四十九号から第五十四号まで	の住宅 第四十三号から第四十五号まで	の住宅 第三十七号から第四十二号まで	住宅 第二十七号から第三十号までの	の住宅 第二十三号から第二十六号まで	住宅 第二十一号及び第二十二号の住			の住宅 第九十一号から第九十八号まで	の住宅 第二十五号から第三十六号まで	第十九号から第二十四号までの住宅		
七、一〇〇円	七、三〇〇円	七、七〇〇円	一三、五〇〇円	一五、八〇〇円	七、六〇〇円	六、七〇〇円	六、七〇〇円	一四、三〇〇円	六、二〇〇円	五、六〇〇円	一二、五〇〇円	七、二〇〇円	一三、〇〇〇円	六、八〇〇円	八、〇〇〇円